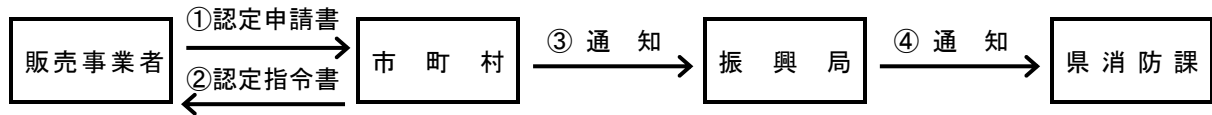


第4章 認定販売事業者

1. 販売事業者の認定（法第35条の6第1項）

処理フロー



提出書類

- ① 液化石油ガス販売事業者認定申請書 ----- 様式 49
- ② 運営管理規程
- ③ 手数料

事務処理

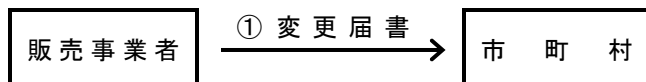
- 提出された書類を法第35条の6、規則第47条により審査し、適正なら次のとおり処理する。
- 1. 申請者に認定指令書を交付する。----- 様式 96
 - 2. 高圧ガス事業者台帳に記載する。
 - 3. 公示する。
(公示事務の権限移譲を受けていない市町村のみ)
 - 4. 振興局へ通知する。----- 様式 98

留意事項

- ① 液化石油ガス販売事業者の認定を行った旨を公示すること。
なお、公示事務の権限移譲を受けていない市町村にあつては、県消防課において公示するので、認定を行った翌月10日までに所管する振興局へ通知すること。
- ② 認定申請の際、事業者の下記事項を確認すること。
 - a. 一般消費者等リスト、認定対象消費者リストを整備していること。
 - b. 毎年度末の予定認定対象消費者リストを整備していること。
 - c. 保安確保機器の取り替え期限をリスト等により管理していること。
- ③ 販売事業を承継した場合は、新規に認定申請が必要となる。なお、この場合、被承継者は液化石油ガス販売事業者の登録を失効するので、認定の取消し等の手続きは要しない。（平成16年9月1日原子力安全・保安院回答）

2. 運営管理規程変更の届出

処理フロー



提出書類

- 1 運営管理規程変更届書 ----- 様式 50
- 2 運営管理規程

事務処理

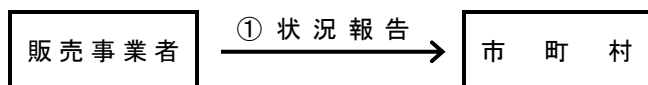
- 次のとおり処理する。
- 1. 高圧ガス事業者台帳に記載する。

留意事項

変更の内容は、変更前後で対比して記入させること。

3. 状況報告（法第35条の7）

処理フロー



提出書類

- 認定液化石油ガス販売事業者状況報告書 ----- 様式 51

事務処理

提出された書類を法第35条の7、規則第48条により審査し、適正なら次のとおり処理する。

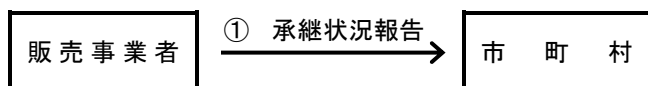
1. 高圧ガス事業者台帳に記載する。

留意事項

- ① 認定対象消費者の割合が告示で定める割合未満である場合は、販売事業者の認定を取り消すこととなるので、行政手続法に従い認定の取消を決定し、その旨を通知する（様式97）とともに、認定を取り消した旨を公示する。
なお、公示事務の権限移譲を受けていない市町村については、翌月10日までに振興局に通知する（様式98の2）こと。
- ② 立入検査により、認定要件を満たさないことが判明した場合も、上記①と同様、遅滞なく認定を取り消すこと。

4. 承継状況報告（規則法第48条第2項又は第3項）

処理フロー



提出書類

- 認定液化石油ガス販売事業者承継状況報告書 ----- 様式 51-2
- 承継の事実を証する書面

事務処理

提出された書類を規則法第48条第2項又は第3項により審査し、適正なら次のとおり処理する。

1. 高圧ガス事業者台帳に記載する。